

令和2年第2回都城市議会定例会付議事件名表（議員提出議案）

番号	件名	頁
1号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設を求める意見書	1

議員提出議案 第1号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設を求める意見書

提出先

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	財務大臣
厚生労働大臣	

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり
都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和2年3月13日提出

提出者	都城市議会議員	<u>森 りえ</u>
賛成者	〃	<u>黒木 優一</u>
賛成者	〃	<u>迫間 輝昭</u>
賛成者	〃	<u>福島 勝郎</u>
賛成者	〃	<u>小玉 忠宏</u>
賛成者	〃	<u>広瀬 功三</u>

都城市議会議長 江内谷 満義 様

加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になります。

また、最近では、うつや認知症の危険因子になることも指摘されています。それは、加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることによって、脳の機能の低下につながるという理由からであります。

70歳以上の高齢者の約半数は加齢性難聴になっているといわれており、今後、さらに高齢化率が上がることによって、難聴者が増えていくことも予想されています。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はないが、補聴器使用率は低く、補聴器の所有率は欧米の半分以下といわれており、日本での補聴器の普及が求められます。

しかし、日本において、補聴器の価格は片耳当たり概ね3万円から20万円であり、保険適用ではないため全額自費となります。身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約9割は自費で購入していることから、特に低所得者に対する配慮が求められます。

欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも、一部の自治体で高齢者等の補聴器購入に対し補助を行っています。

補聴器の利用は難聴になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えます。

よって、国におかれては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月13日

宮崎県都城市議会